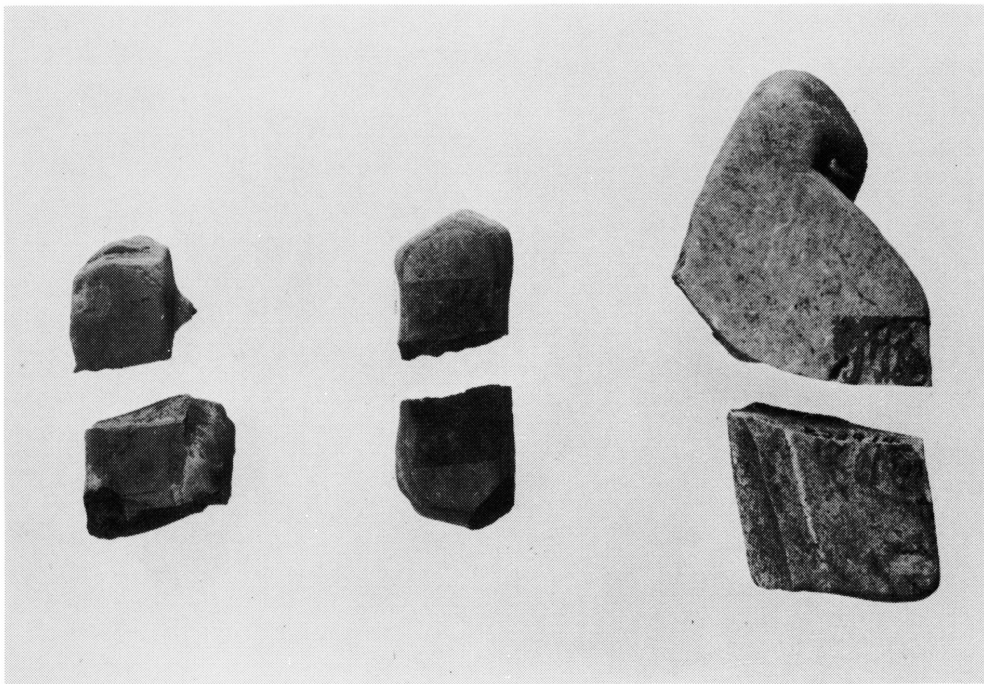
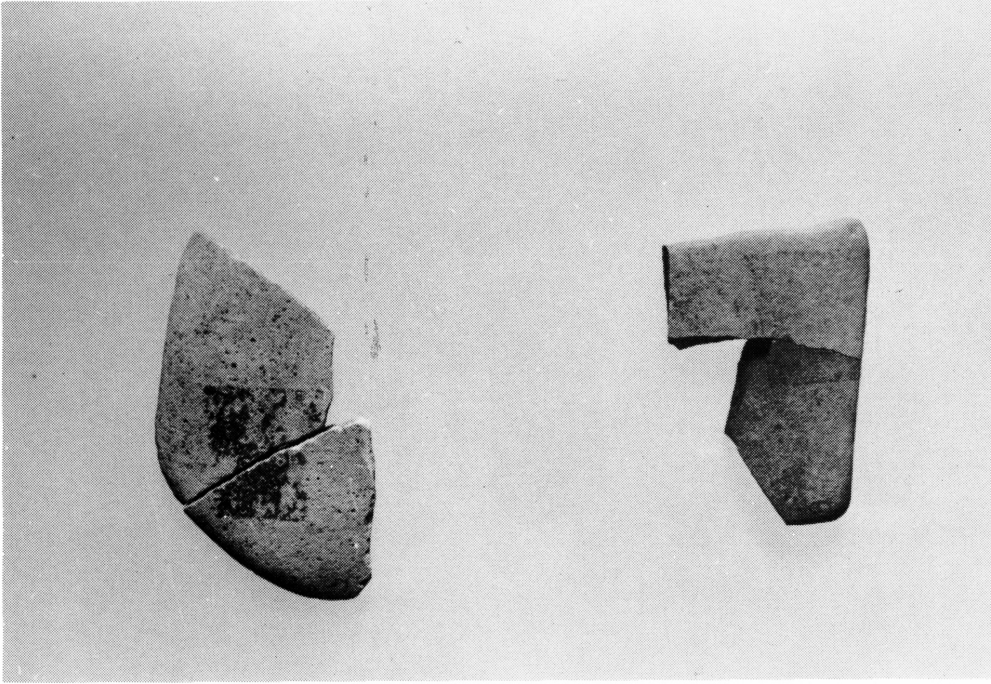


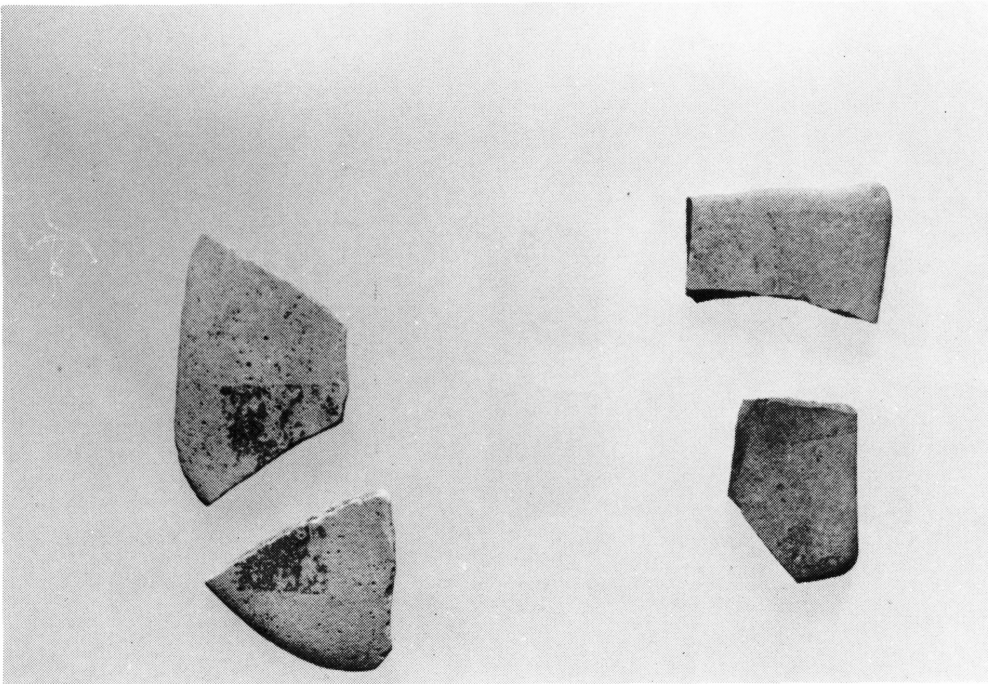
接合資料



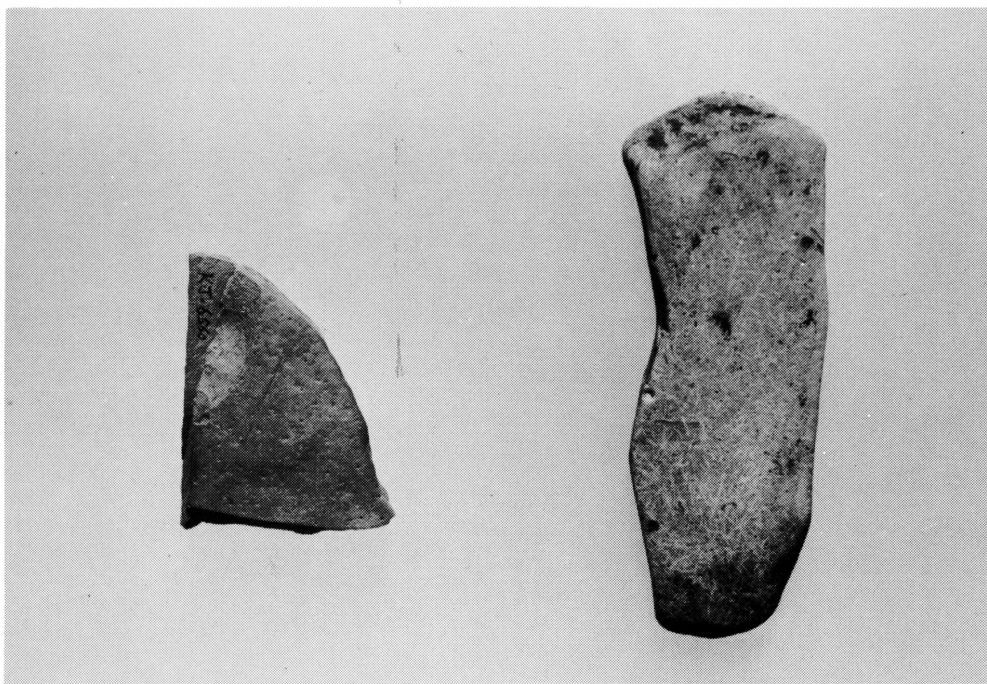
接合資料



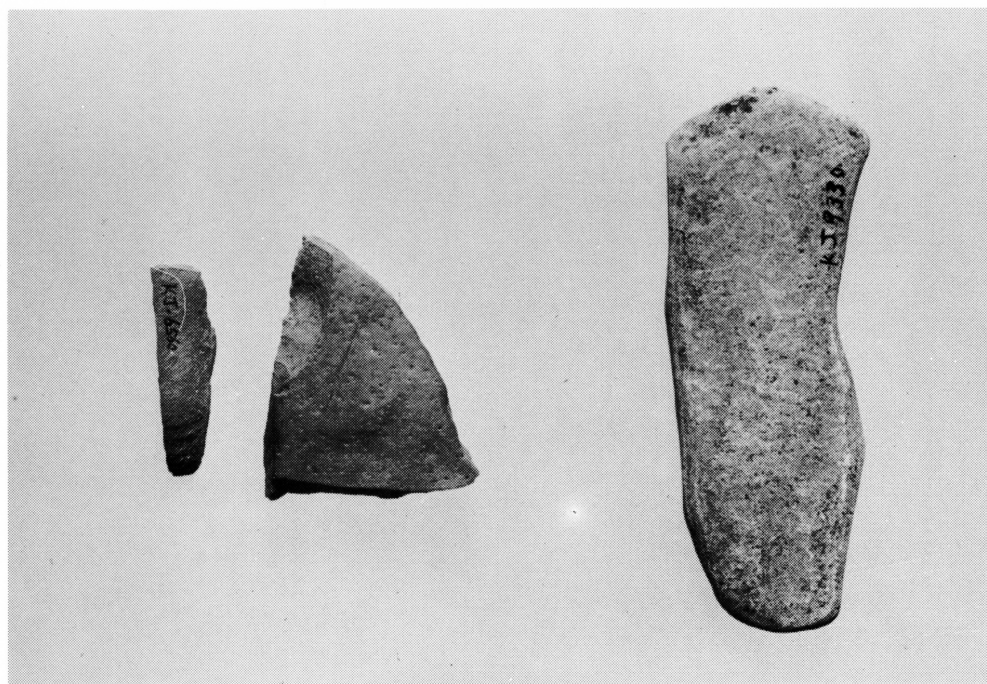
接合資料



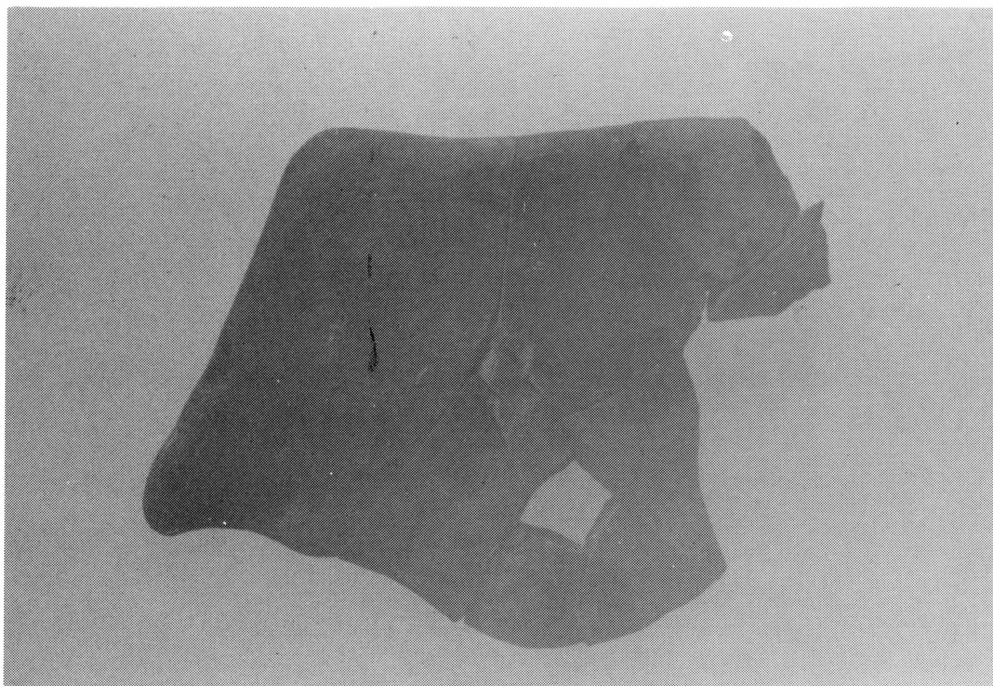
接合資料



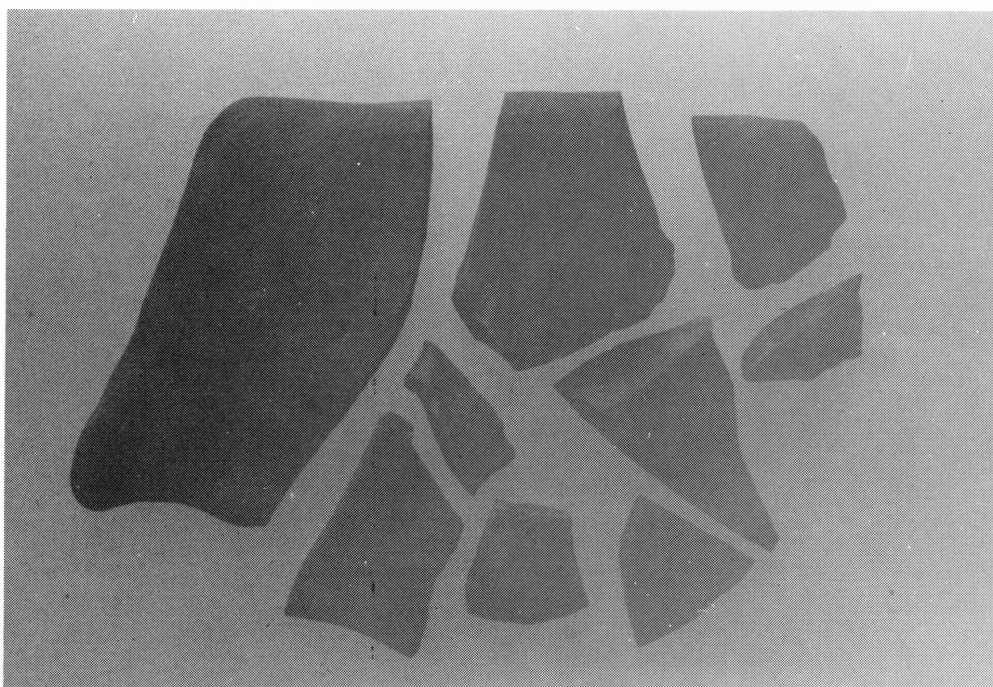
接合資料



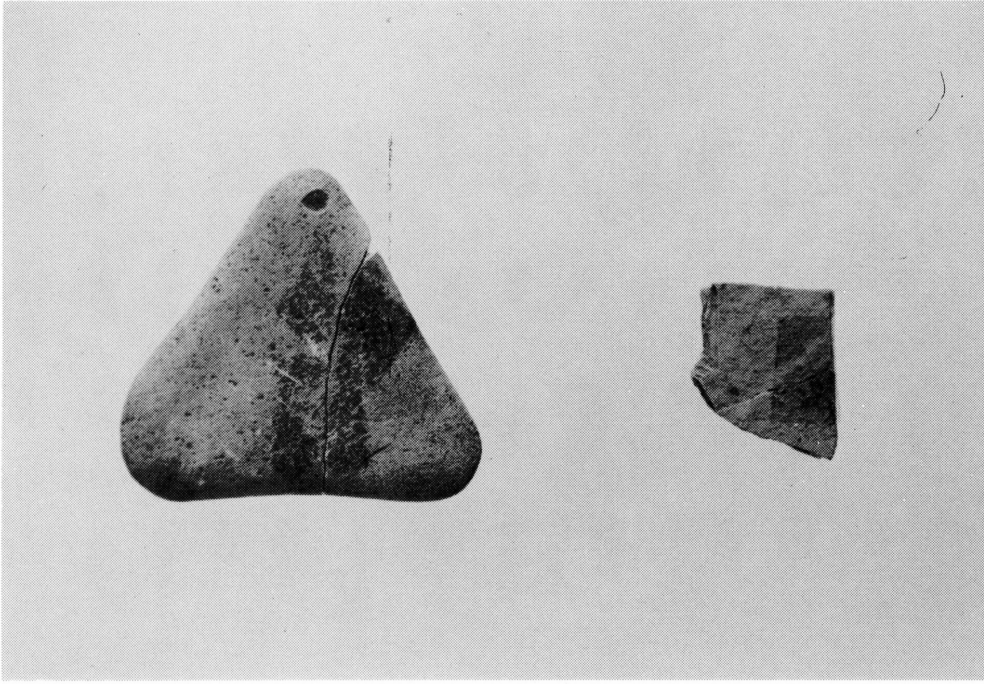
接合資料と母岩



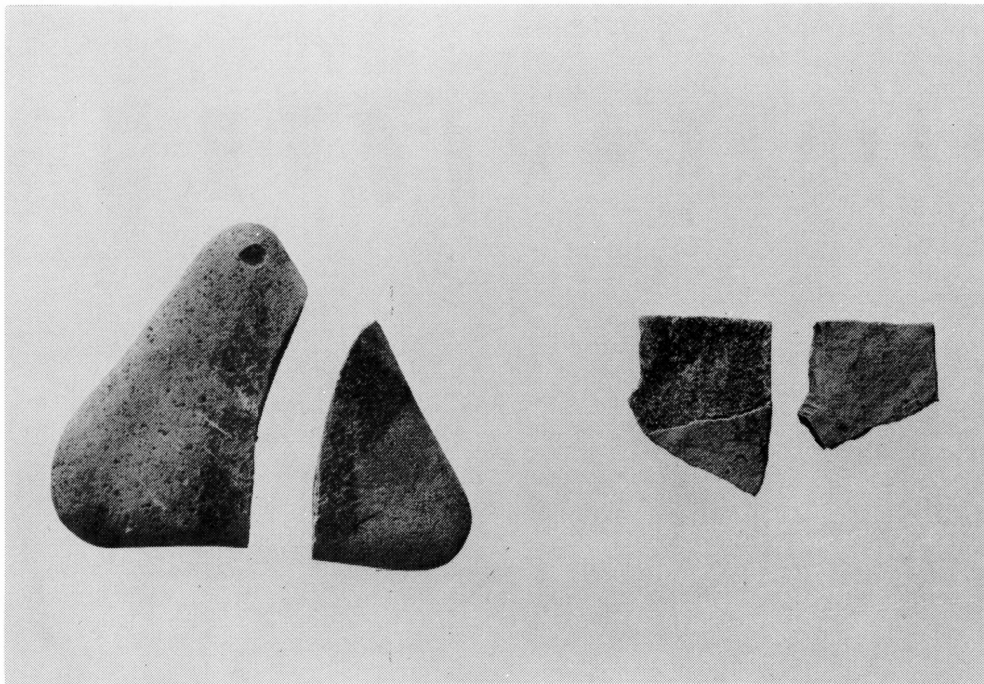
接合資料



接合資料



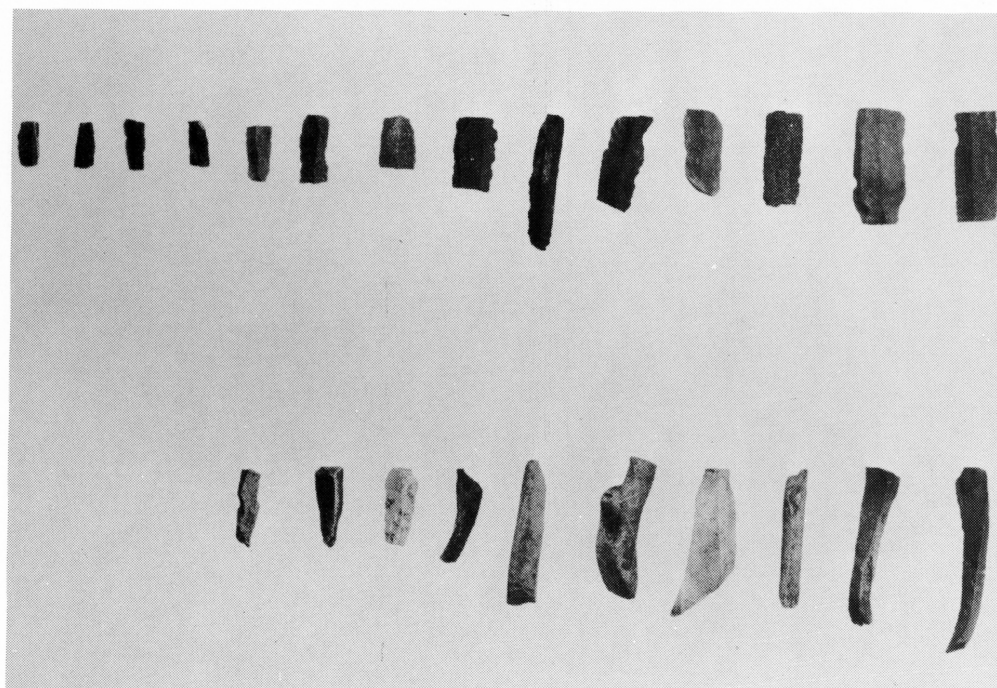
接合資料



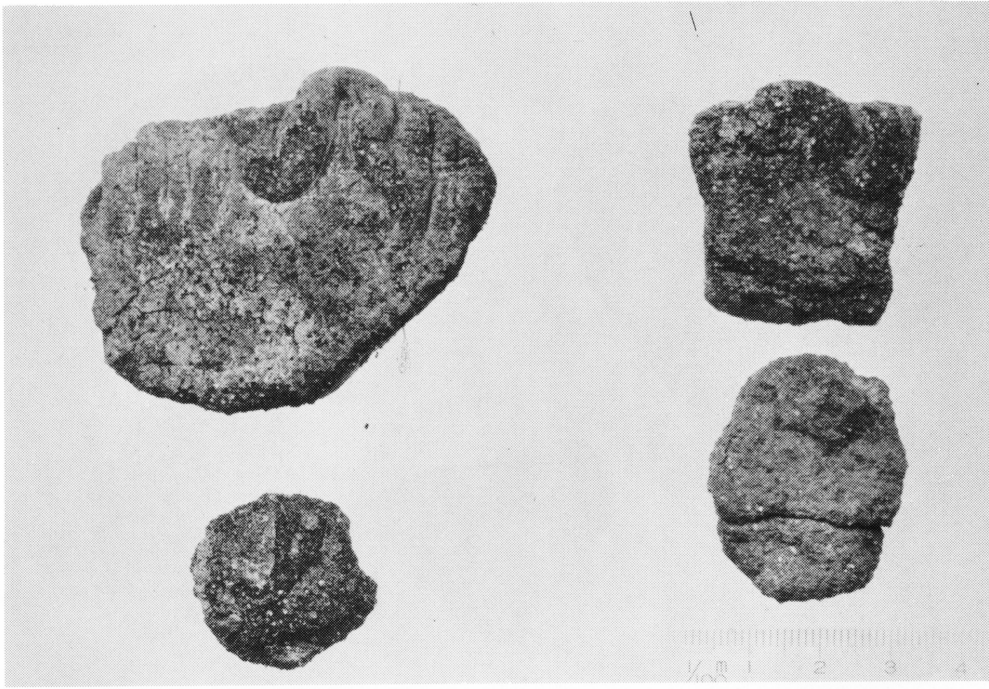
接合資料



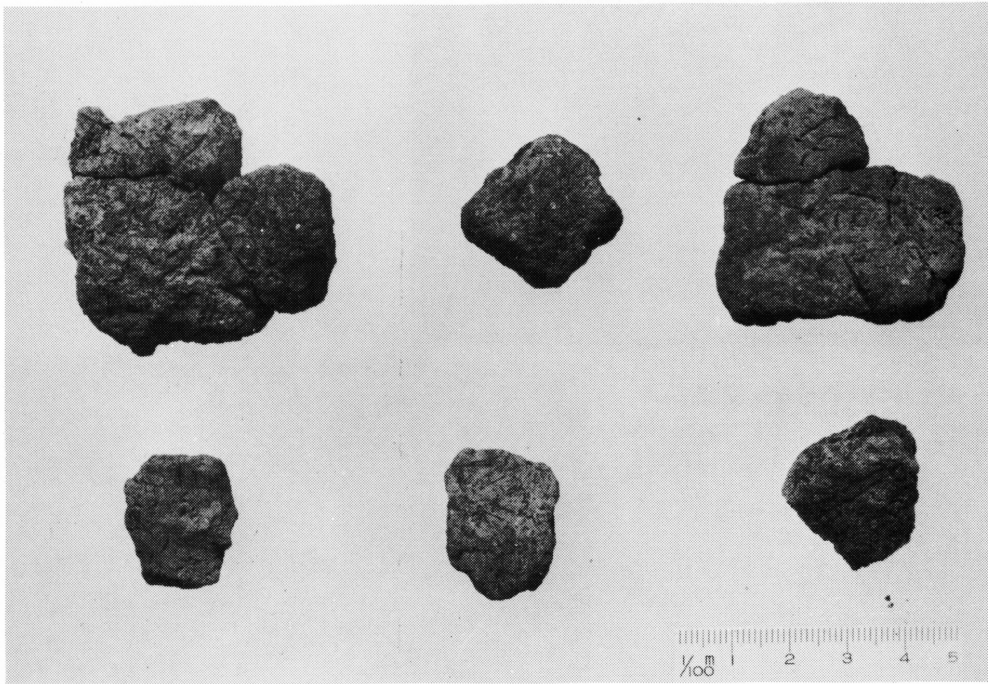
凝岩岩質頁岩の細石刃核



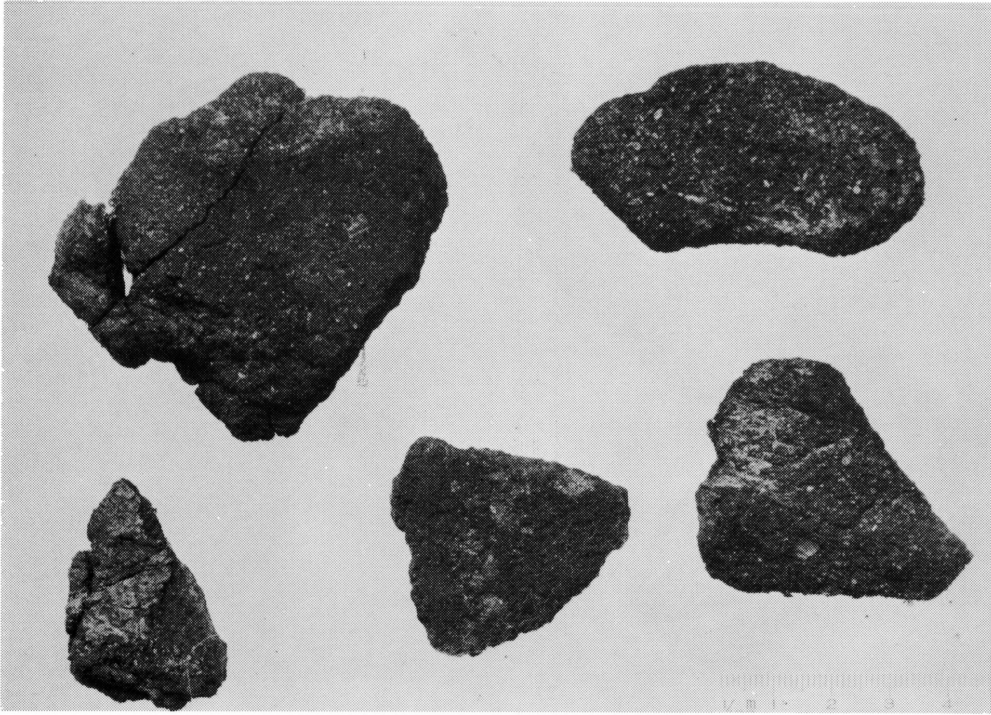
頁岩・砂岩の細石刃核および調整剝片



粘土紐貼り付け文土器（先土器時代）



土器片（先土器時代）

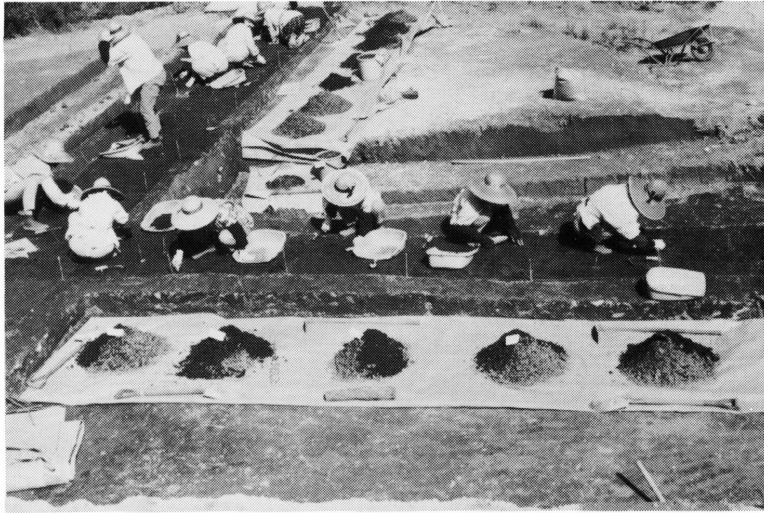


土器片 (先土器時代)



先土器時代発掘調査風景





先土器時代水篩作業用調査風景



採集土



容器に入れる



水を入れ土をくだく



土をくだく



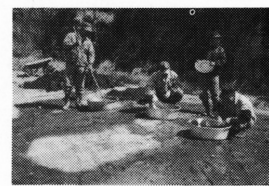
水をぬく（炭等の検出）



のこった遺物を再び洗う



かわかす



水篩作業風景

木 の 迫 遺 跡

例 言

1. この報告書は、九州縦貫自動車道（鹿児島線）建設によって消滅する遺跡について行った事前調査のうち、昭和50年度に発掘した木の迫遺跡の調査報告書である。
2. 発掘調査は、日本道路公団の受託事業として、鹿児島県教育委員会が実施した。
3. 調査の組織は、調査の組織及び調査の経過の中で記した。
4. 本書に用いたレベル数値は、海拔絶対高である。
5. 本書の遺物の実測、写真及び執筆、編集は、立神・吉永・牛ノ浜が分担して行った。
6. 出土品は、文化課収蔵庫に保管してある。

目 次

例 言	
第Ⅰ章 調査に致るまでの経過	250
第Ⅱ章 調査の組織および調査の経過	250
第Ⅲ章 遺跡の位置および環境	251
第Ⅳ章 遺跡の概要	254
第1節 層 位	255
第2節 遺 物	257
a 土 器	257
b 石 器	260
第Ⅴ章 む す び	260

挿 図 目 次

第 1 図	木の迫遺跡の位置図	252
第 2 図	木の迫遺跡の地形図	253
第 3 図	木の迫遺跡のグリッド図	255
第 4 図	木の迫遺跡の地層図	256
第 5 図	土器実測図	258
第 6 図	土器・石器実測図	259

図 版 目 次

図版 1	—①木の迫遺跡出土の縄文式土器	261
	—②木の迫遺跡出土の土師器	
図版 2	—①木の迫遺跡出土の土師器	262
	—②木の迫遺跡出土の須恵器	
図版 3	—①木の迫遺跡出土の須恵器	263
	—②木の迫遺跡出土の青磁・染付	
図版 4	—①木の迫遺跡出土の石器	264

第Ⅰ章 調査に致るまでの経過

九州縦貫自動車道の建設事業の計画は、昭和43年に建設計画が決定され、昭和43年4月に日本道路公団に対し、本県の鹿児島線については、加治木―鹿児島間についての工事施行命令がだされた。鹿児島県教育委員会は、これに対処するために文化庁の指導をうけ、日本道路公団福岡支社、鹿児島工事事務所と連絡のうえ、県内在住の考古学・文化財関係者の協力を得て、昭和43年12月17日より昭和44年1月20日まで九州縦貫自動車道建設予定地（加治木―鹿児島間）の埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施した。

その後、鹿児島線（加治木―鹿児島間）の工事着工が具体化するに及んだため、鹿児島県教育委員会文化室（当時）は、昭和47年8月22日に再度、埋蔵文化財包蔵地の分布調査を実施した。これら二回の分布調査の結果、鹿児島市の区間内には、木の迫遺跡、加治屋園遺跡・加栗山遺跡・神の木山遺跡の4遺跡が確認された。

その後、九州縦貫自動車道建設事業の推進と文化財の保護について協議を進めた結果、これらの遺跡については、発掘調査を実施し、記録保存を計ることとなった。発掘調査は、昭和49年2月、加栗山遺跡から順次実施し、本遺跡は、昭和50年12月、調査を実施した。

第Ⅱ章 調査の組織及び調査の経過

第1節 調査の組織

発掘調査責任者	文化課 課長 宇都 哲 (昭和50年度)
	文化課 課長 山下 典夫 (昭和55年度)
発掘調査企画	文化課 専門員 河野 治雄 (昭和50年度)
	文化課 専門員 本蔵 久三 (昭和55年度)
	文化課課長補佐 有村 八郎 (昭和50年度)
	文化課課長補佐 新 時弘 (昭和55年度)
発掘調査担当者	文化課 主事 立神 次郎 (昭和50年度 昭和55年度)
	文化課 主事 吉永 正史 (昭和50年度 昭和55年度)
	文化課 主事 牛ノ浜 修 (昭和50年度 昭和55年度)
事務担当	文化課管理係長 中島 敏光 (昭和50年度)
	文化課管理係長 川畑 栄造 (昭和55年度)
	文化課 主事 野村 和徳 (昭和50年度)
	文化課 主事 長山 恭子 (昭和50年度)
	文化課 主査 安藤 幸次 (昭和55年度)
	文化課 主事 天辰 京子 (昭和55年度)

第2節 調査の経過

発掘調査は、昭和50年12月9日から昭和50年12月11日までの3日間である。調査面積は300㎡である。調査は本遺跡地で草木が繁茂していたので、畑地で下払い作業後、グリッド設定を行いトレンチによる掘り下げ作業を実施した。以下、調査の過程は日誌抄をもってかえることにする。

日誌抄

- 12月9日 発掘器材、器材搬入作業。ベース設定作業。作業員に対して調査の主旨、作業内容及び注意すべき事項等について説明を行う。下払い作業。グリッド設定作業後トレンチによる掘り下げ作業。A-3区・B-3区・C-3区より掘り下げ作業実施。耕作土の直下はシラス層の露呈が認められ、表土層より磨製石斧・土師器が見られる。
- 12月10日 B-3区・B-4区・C-5区・B-2区・D-2区・D-4区・D-5区の掘り下げ作業。A-3区・B-3区・C-3区と同様に表土層直下に、シラス層の露呈が見られる。B-5区の攪乱層より土師器・須恵器・青磁・染付・削器などの遺物が礫と混入して認められる。
- 12月11日 B-6区・C-6区のトレンチを拡張して掘り下げ作業。攪乱層中より、須恵器土師器、縄文式土器など破片が礫混じりあいながら認められる。地形図及び土層実測作業。遺物のみられる攪乱層部分のみ遺物取り上げる。調査終了。器材運搬作業。

第Ⅲ章 遺跡の位置及び環境

木の迫遺跡は、鹿児島市川上町花棚字木の迫にあり、鹿児島市街地の北方約7.7キロメートルの所に位置している。

鹿児島市は、鹿児島県の県庁所在地で、薩摩・大隅両半島の分岐する鹿児島湾の西岸の中央より北部に位置し、鹿児島県のほぼ中央部である。両半島の間には、約20キロメートルの幅で南から北へ約60キロメートル鹿児島湾が深く湾入している。鹿児島湾はカルデラで、湾の入口付近に阿多（指宿）火山、北部に始良火山が知られている。

鹿児島市は、ほとんど火山灰台地によって占められ、甲突川、精木川（下流稻荷川）などの中小河川により出来た沖積平野（市街地）とで構成されている。北東部には、吉野台地があり地形は、北東部が最も高く標高約500～400mで、逐次西南方向に標高が低くなり、地表面は平坦でなく波浪状を呈し市街地へと続いている。西部は精木川により区切られ、さらに、いくつかの火山灰台地が続き、吉野台地と同様な地形を呈している。東部及び南部は、比高400～200



1. 木の迫遺跡 2. 加栗山遺跡 3. 加治屋園遺跡 4. 黒曜石原産地 5. 石郷遺跡 6. 七社遺跡
 7. 前平遺跡 8. 春日町遺跡 9. 若宮遺跡 10. 大竜遺跡 11. 南州神社遺跡 12. 堅野(冷水)窯跡
 13. 鶴丸城(鹿児島城) 14. 釘田遺跡第1地点 15. 釘田遺跡第8地点 16. 県立医大遺跡
 17. 一の宮遺跡 18. 笹貫遺跡 19. 武具塚

第1図 木の迫遺跡の位置図

mの急崖をもって鹿児島湾に望むが、これが始良カルデラ壁の一部であり、東部対岸には、活火山である桜島が雄然とそびえ、鹿児島のシンボルである。

遺跡の周辺を概観すれば、本遺跡は、鹿児島市の北部端で、吉野台地と緑ヶ丘台地とにとり囲まれた精木川の東側河岸段丘上に位置している。遺跡の北部・西部は、精木川により出来た河岸段丘上に狭長な水田が立地し、精木川が鹿児島郡吉田町との行政区画区域となっている。南部は、精木川沿線に立地する狭長な水田地帯が加治屋園遺跡や加栗山遺跡周辺部へと続いている。東部は、吉野台地から伸びて来ている火山灰台地の一部である。

周辺の遺跡についてみれば、第1図に示したとおりであるが、吉野台地には、七社遺跡、石郷遺跡、雀ヶ宮遺跡、前平遺跡、吉田町には、宮ノ浦遺跡、大原遺跡、川上町には、加治屋園遺跡、加栗山遺跡などが知られる。



第2図 木の迫遺跡の地形図

第Ⅳ章 調査の概要

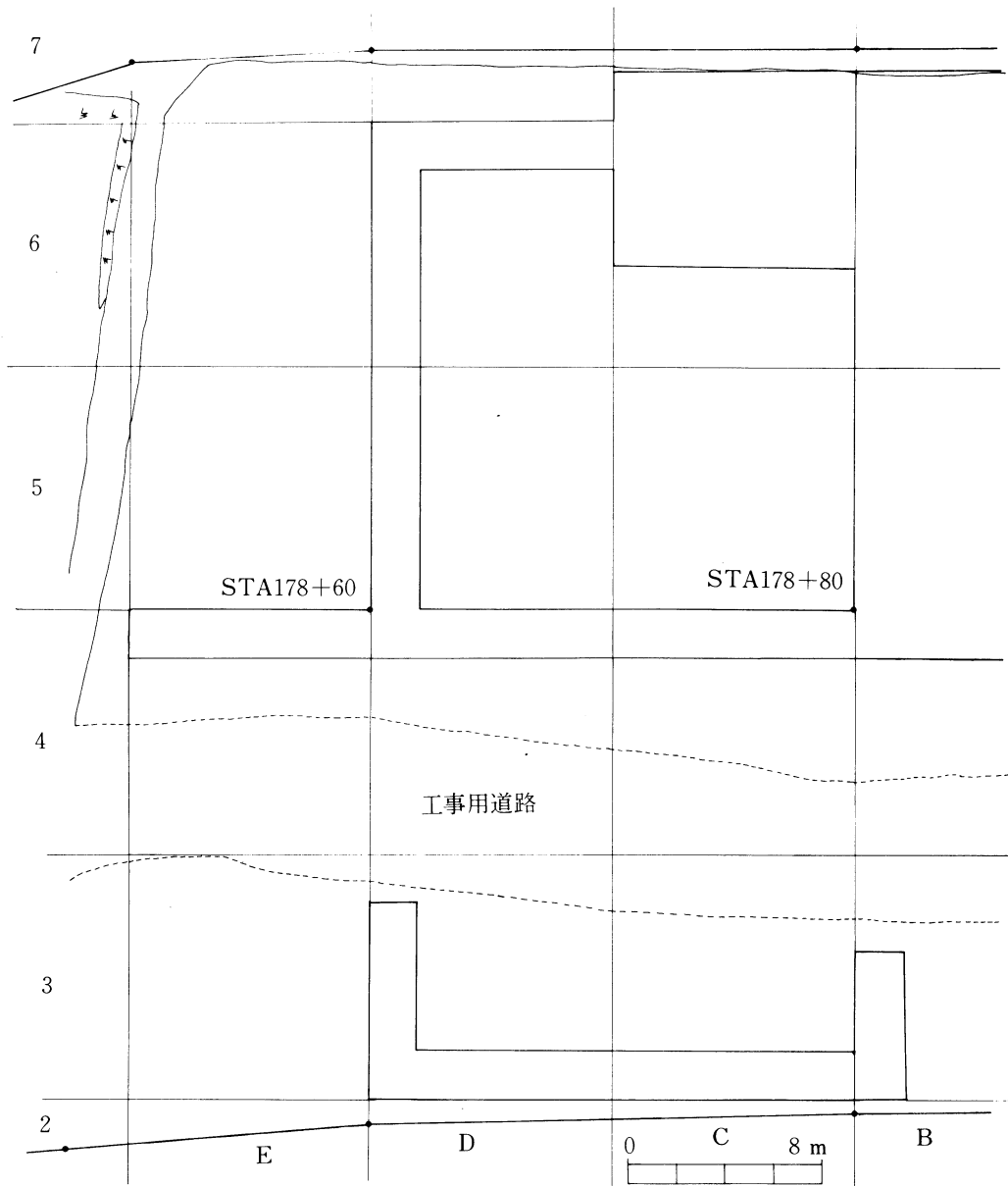
木の迫遺跡を含む九州縦貫自動車道（鹿児島線）の埋蔵文化財包蔵地の分布調査は、昭和48年8月22日に実施した。その結果、本遺跡は弥生時代（後期）の土器破片の採集が確認されている。

遺跡地は、鹿児島市の北部、川上町を南北に流れている精木川（下流稲荷川）の東岸にあり標高約162mの河岸段丘上の畑地に位置している。

本遺跡の発掘調査は、昭和50年12月9日より開始された。最初に、昭和48年8月におこなった分布調査の結果にもとづいて、本遺跡の調査方法を検討した結果、九州縦貫自動車道の路線敷地内の遺跡地内において、グリッド設定作業を実施した。路線予定地の中心杭であるSTA 178+20とSTA 178+80とを結ぶ直線を基軸にして、10m×10mを基本とするグリッドを設定する。グリッドは、ほぼ北西から東側にかけてを縦軸に1～6区、北西から南西側にかけてを横軸とし、A～Dとに区分した。このように10m×10mの基本グリッドは、A-1区、B-1区というように呼称した。

調査は、遺跡の範囲を確認するため、B-4区・C-4区・E-4区・C-6区・D-6区は東側、D-3区・D-5区・D-6区・B-3区・B-5区・B-6区は南側に2m×10mのトレンチを設定し、確認調査を実施することから開始した。まず、予定路線内の中心杭つまり遺跡地の中心部と想定されるトレンチより確認調査を実施した結果、表土層直下はシラス層の露呈が確認される。表土層より磨製石斧が土師器の小破片が認められる。さらに予定路線の中心杭東側の確認のため2m×20mのトレンチを2本設定し、掘り下げた結果、同様の結果が得られ、礫混じりのシラス層も認められた。B-6区においては、二次堆積が認められ、黒色土層（旧耕作土と考えられる）で礫混入土層より、土師器・須恵器・青磁・染付・削器などの破片が礫と混じりあいながら確認される。さらにC-6区・D-6区に南北に2m×20mのトレンチを設定し、掘り下げた結果、C-6区においてはB-6区寄りに二次堆積が認められ同様の遺物破片が認められた。遺跡地の東側部分については、二次堆積土層中より、遺物の破片が混入した状態で確認されたため、予定路線の中心杭の西側の遺物包含量の有無について確認のため、B・C・D・E-4区とB・C・D・E-3区の一部を工事用道路と使用されているため、B-3区に2m×5m、D-3区に2m×8mのトレンチを設定し、掘り下げた結果表土層直下にシラス層が認められ遺物包含層は削平されていた。このように確認調査の結果により二次堆積土層より遺物の確認のなされたB-6区、C-6区について、さらに拡張し、掘り下げ作業を実施した。二次堆積土層より礫と混じりあいながら遺物の小破片が認められる。

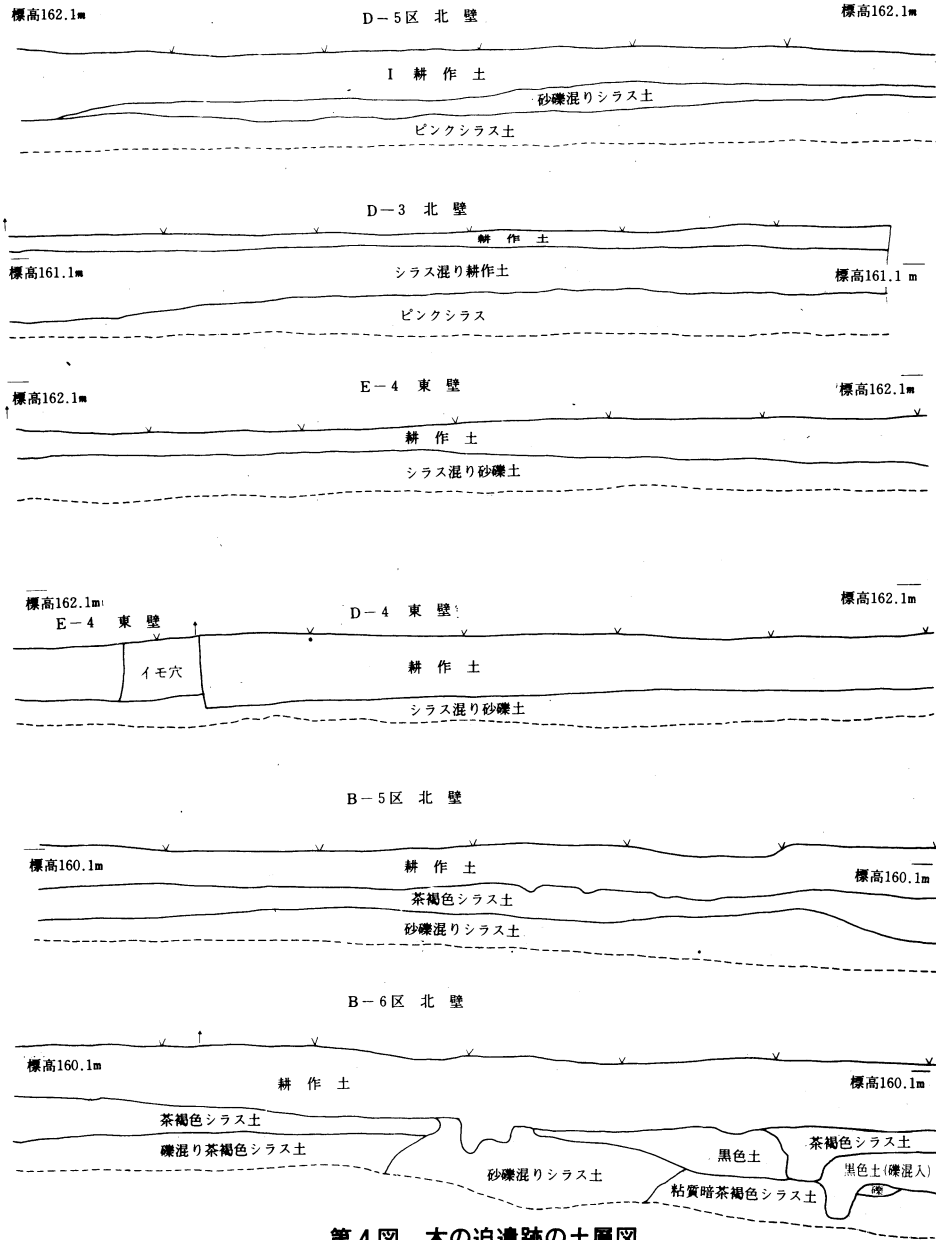
以上、確認調査の結果、表土層の直下にシラス土層が確認されたため、すでに遺物包含層は削平されており、B-6区・C-6区・C-7区の一部において、二次堆積土層よりB-6区を主体に、幅1.5m、長さ約4mの範囲で、レンズ状に、各期の遺物が礫と共に認められ、取り上げ作業を実施し、3日間の調査を終了した。



第3図 木の迫遺跡のグリッド配置図

第1節 層位 (第4図)

層位は、地表面から約20~30センチで耕作土（表土層）層が確認されるものの、遺物はなくなっており、基盤層であるシラス層が耕作土直下に認められる。当遺跡地周辺には、いくつかの石切り場があり、現在でも採石場が知られ、以前この地は、古老の話しによれば、宅地造成が行なわれたとか、また一部においては石切場の集石場として使用したということであった。その後、畑地と利用し、現在に至っている。その為かB-6区及びC-6区の一部地区には、攪乱層が認められ、礫混じりの黒色土層や礫混じりのシラス層も観察される。他区については、



第4図 木の迫遺跡の土層図

耕作土直下にシラス層の露呈が見られ、耕作土層より磨製石斧・土師器の破片が見られたものの、遺物包含層の削平が認められる。B-6区・C-6区の攪乱層の一部より縄文式土器・土師器・須恵器・青磁・染付・削器などの遺物が礫とともに混在し出土した。

第2節 遺物

遺物は、耕作土層より磨製石斧・土師器が見られ、B-6区、C-6区の攪乱層の一部より縄文式土器・土師器・須恵器・青磁・染付・削器などの遺物破片が砂礫ともに混在し出土した。

a 土器 (第5図・第6図)

1 縄文式土器 (第5図、1、図版1—①)

1は、胴部破片で、外面に貝殻腹縁による貝殻条痕文を施している。色調は暗茶褐色を呈し胎土に砂粒を多く含む。焼成はやや悪く、もろい。

2 土師器 (第5図、2～11、図版1—②、図版2—①)

2は、胴部破片で、外面に楡目の条痕文を施している。色調は暗茶褐色を呈し、胎土に砂粒を多く含み、焼成は良い。3～6は、甕の口縁部破片である。頸部の内面に稜線をもつ大のものである。口縁部は外反するが、5はやや立ち、6は水平近くになる。5の胎土は精製土を用いているが、他は砂粒を多く含んでいる。5は淡茶褐色を呈し、他は内外面ともに暗茶褐色を呈する。焼成は3～6まで良い。7～11は、土師器碗の破片である。7は口径13.8cmのものである。内外面ともに水引き痕が明瞭に残る。色調は茶褐色を呈し、焼成は良い。8は、口径12.8cmのものである。口縁部から高台近くまでの破片であり、胴部は「く」字状となり、稜線状になっている。色調は淡茶褐色を呈し、焼成は良い。9は、底部径7.8cmで、ヘラ起しの底部破片である。色調は、外面で赤褐色、内面で茶褐色を呈し、焼成は良好である。10は、高台部の破片で、内外面及び高台内にまで丹が塗られているが、内面は風化のためか、一部剥落している。11は、底部径6.4cmの糸切底の破片である。色調は赤褐色を呈し、焼成は良好である。

3 須恵器 (第5図、12・13、第6図、14～17、図版2—②、図版3—①)

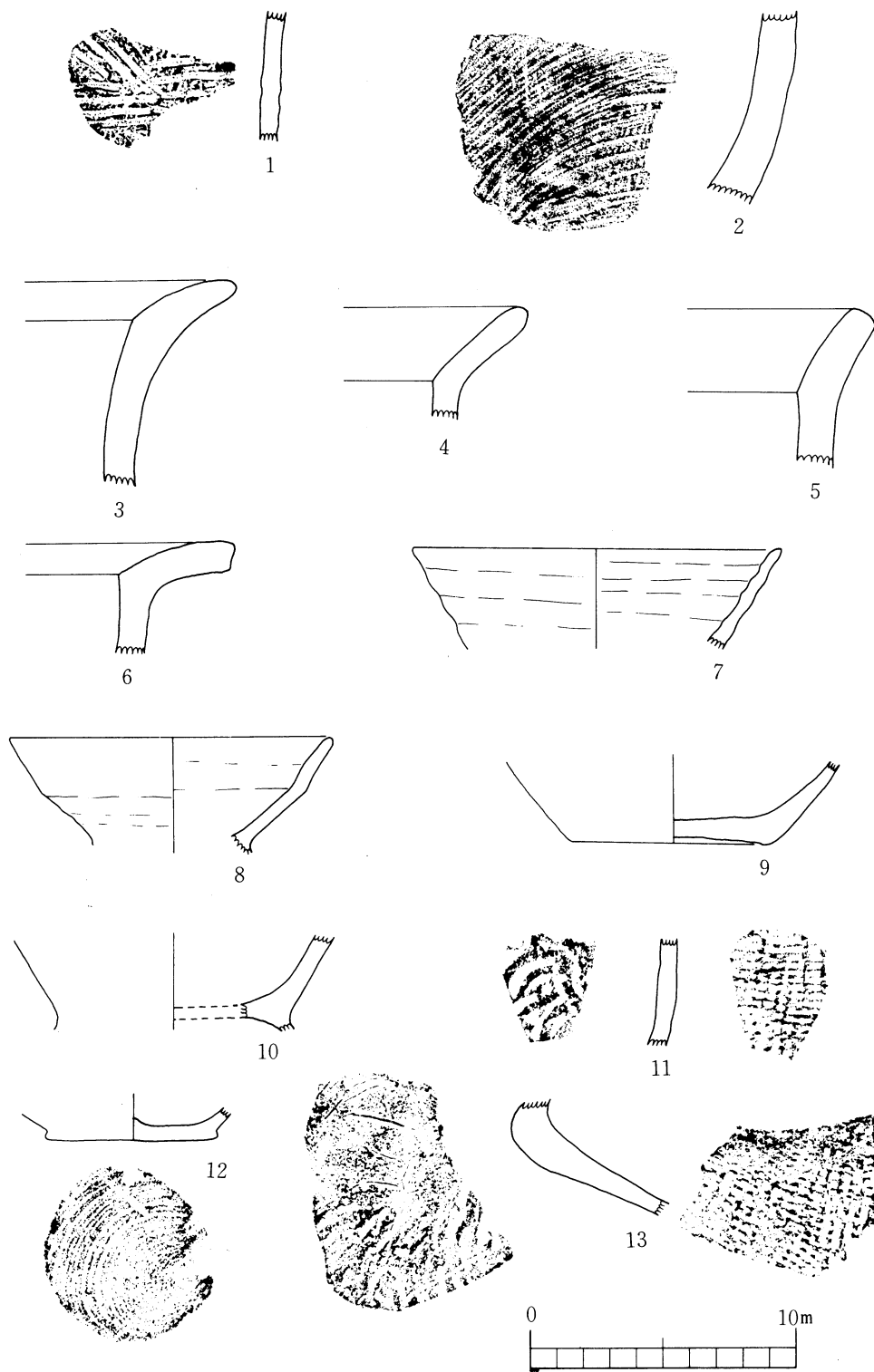
12～17は、須恵器甕の破片である。12・13は、赤褐色を呈する破片であり、13は頸部片である。外面は格子の叩き目で、内面は同心円文である。赤褐色の色調を呈するのは、2次的な火を受けたためか、焼成が悪いためか不明である。14～16は、灰褐色を呈する破片である。外面は格子の叩き目で、内面は同心円文である。外面の一部には釉の付着が観察される。焼成は良い。14～16は、色調・叩き目などから同一個体の破片であると考えられる。17は、須恵質の摺鉢の破片である。12条の掻き目は下から上へ施す。色調は淡茶褐色を呈し、焼成はやや悪い。

4 青磁 (第6図、18、図版3—②)

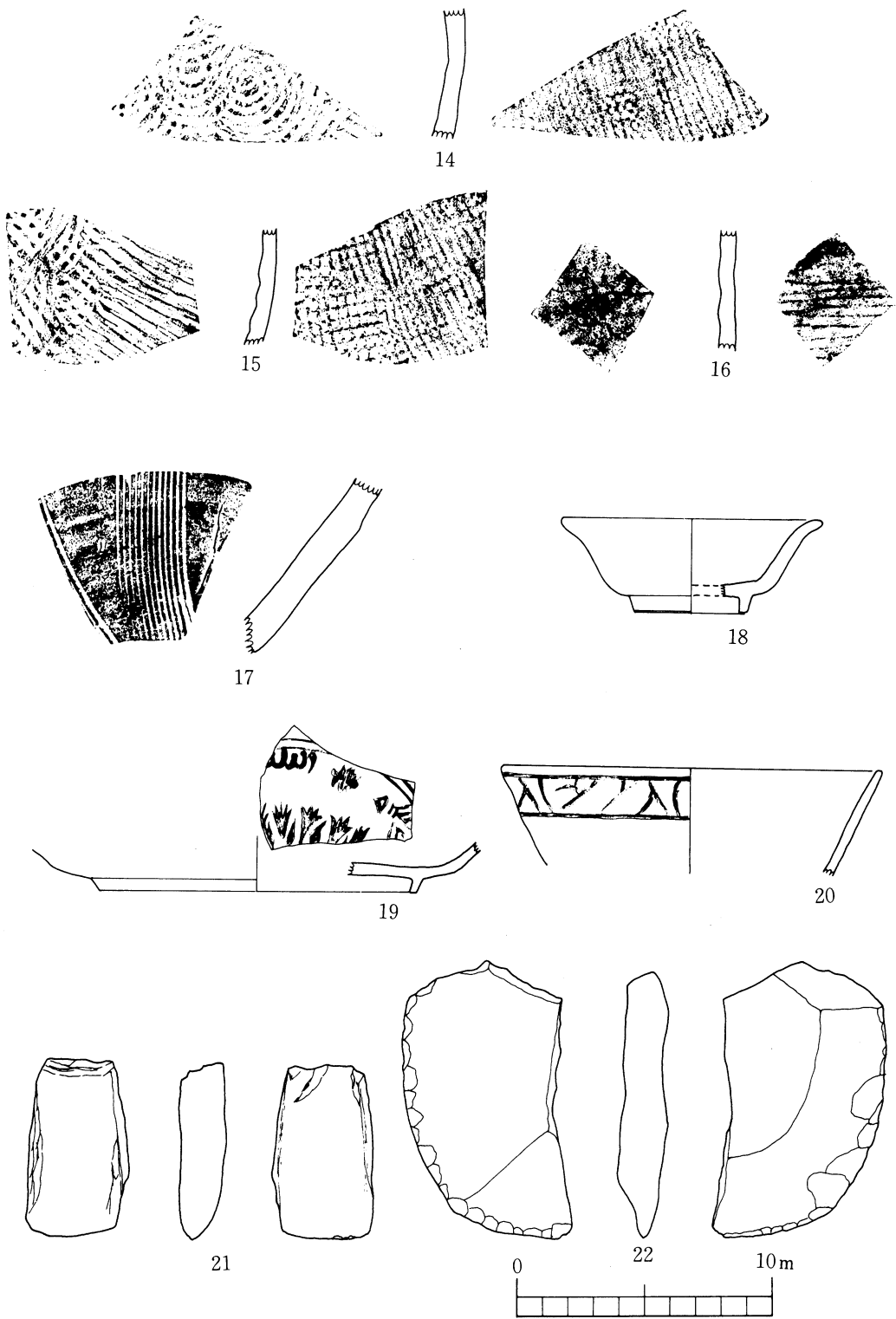
18は、暗青緑色を呈する青磁の破片である。口径10.3cm、高さ3.7cm、高台径4.6cmである。高台内及び畳付には施釉されていない。窯は竜泉窯であろうと考えられる。

5 染付 (第6図、19・20、図版3—②)

19は、染付皿、20は、染付碗である。19は、高台径12.6cmを測り、見込みには呉須により草花文を施す。釉色は淡青色を呈する。20は、口径15.0cmを測り、口縁外面に呉須により2条の横線を施し、その線間に幾可学文ないしは草文が施される。釉色は灰青色を呈する。



第5图 土器实测图



第6图 土器・石器实测图

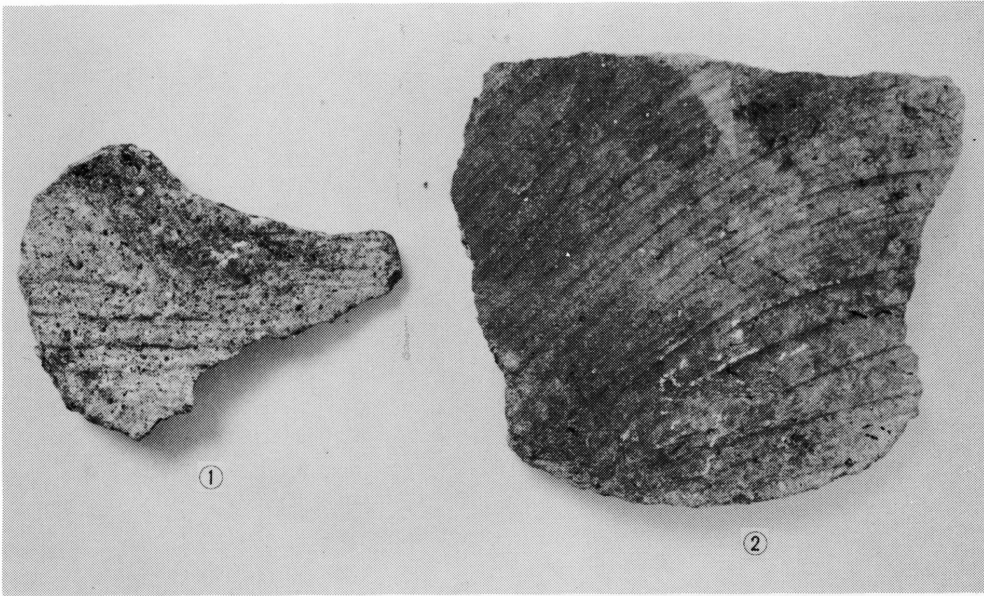
b、石器 (第6図、21・22、図版4—①)

石器には、磨製石斧と削器とが認められ、磨製石斧は耕作土層より、削器は攪乱層より縄文式土器・土師器・須恵器・染付などの土器破片と混入し認められた。

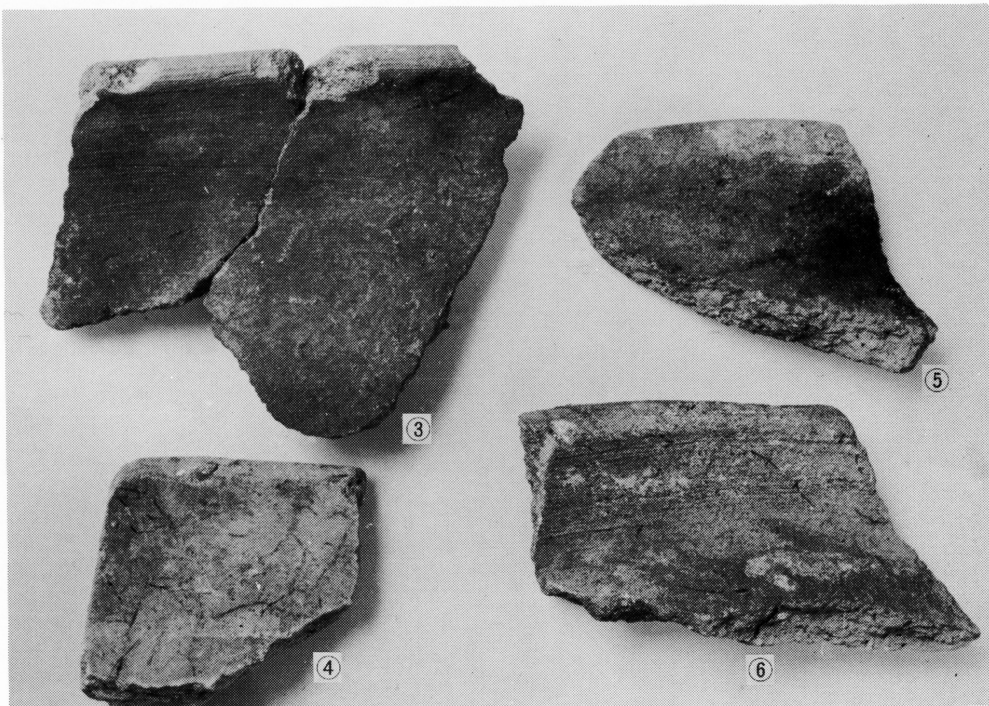
21は、磨製石斧である。全長 6.9cm、最大幅 4.0cm、最大厚さ 7.0cmを測り、刃部は刃こぼれ程度の使用痕が観察され、扁平で小型の石斧である。22は、削器と考えられるものである。全長10.8cm、最大幅 6.7cm、最大厚さ 2.1cmを測り、石材は玄武岩質のものである。風化のためか刃部は鋭利さに欠けている。

第V章 む す び

調査の結果、遺跡地は、かつて耕作などのため大幅な土地の削平がみられる。各トレンチともに耕作土直下にシラス層の露呈が認められ、遺物包含層は、すでに消滅していた。B—6・C—6区より遺物が認められた。一部トレンチを拡張し調査を実施した。しかし、攪乱層のために縄文式土器・土師器・須恵器・青磁・染付・削器などの遺物破片が礫と混在して認められた。



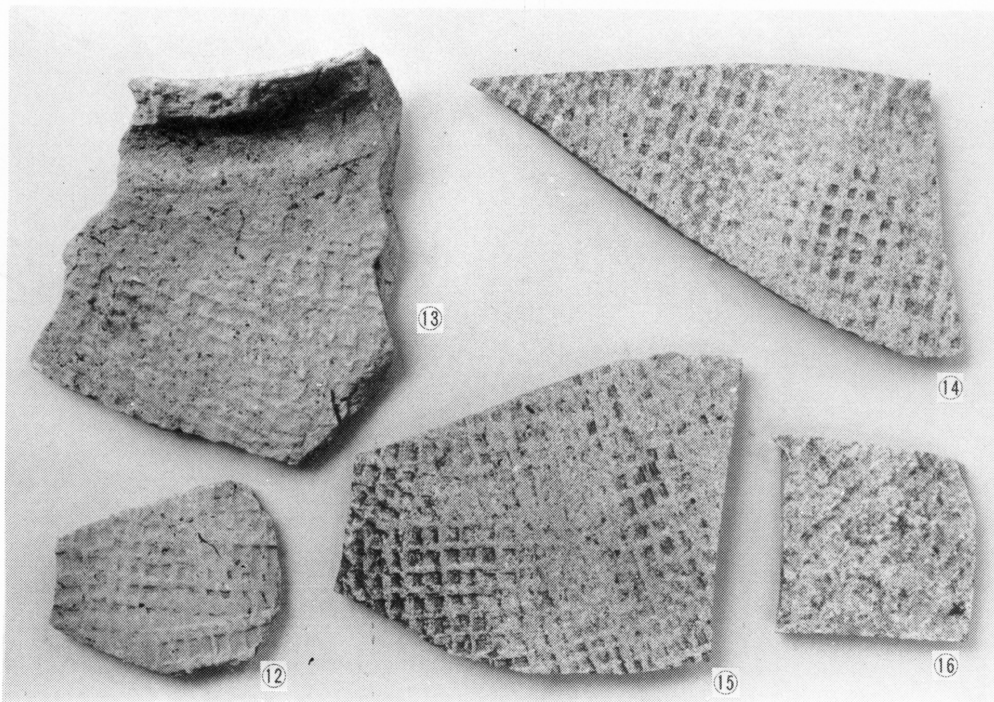
① 木の迫遺跡出土の縄文式土器



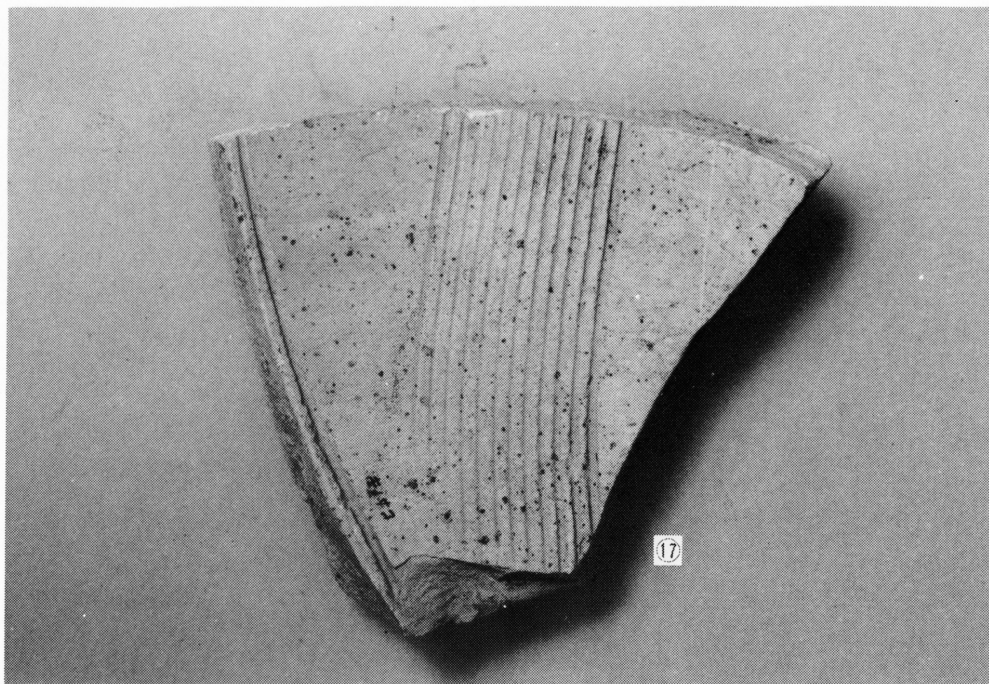
② 木の迫遺跡出土の土師器



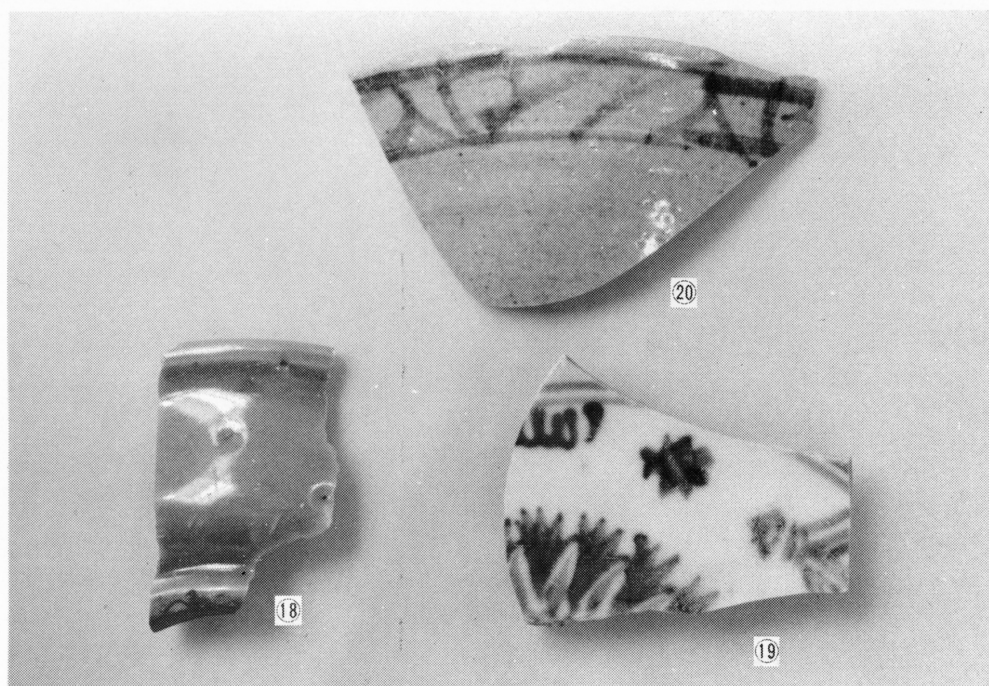
① 木の迫遺跡出土の土師器



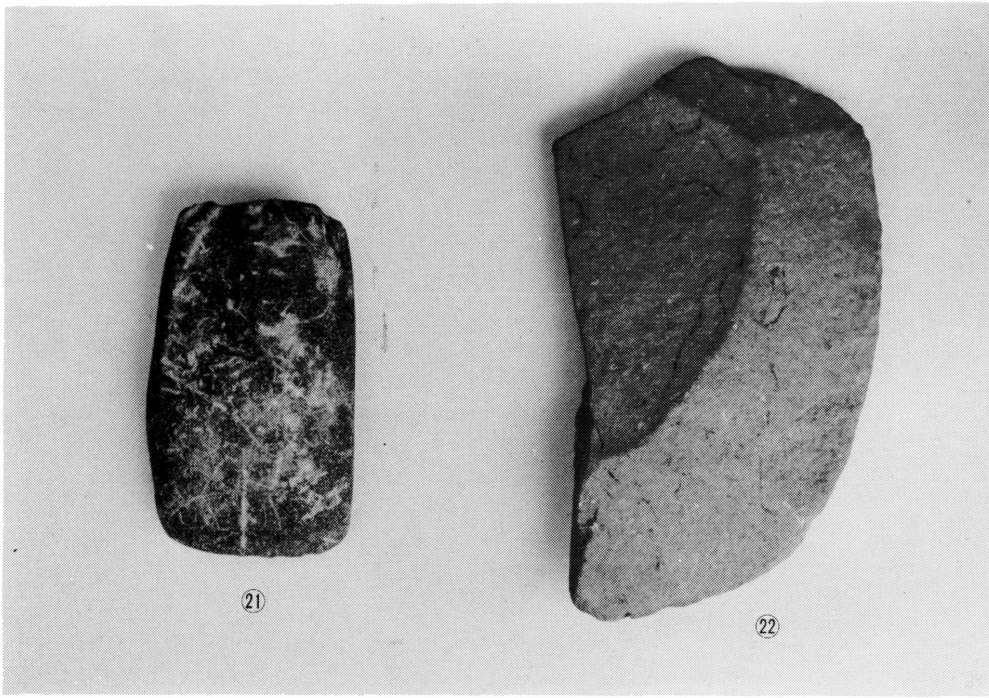
② 木の迫遺跡出土の須恵器



① 木の迫遺跡出土の須恵器



② 木の迫遺跡出土の青磁・染付



① 木の迫遺跡出土の石器

鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (14)

九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告 VI

加 治 屋 園 遺 跡

木 の 迫 遺 跡

発行日 昭和56年3月

発行 鹿児島県教育委員会 〒892 鹿児島市山下町14番50号

印刷 中央印刷株式会社 〒892 鹿児島市春日町12番16号